

議案第 28 号

松阪市介護保険条例の一部改正について

松阪市介護保険条例（平成 17 年松阪市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市介護保険条例の一部を改正する条例

松阪市介護保険条例（平成 17 年松阪市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「34,776 円」を「35,856 円」に改め、同項第 2 号中「38,640 円」を「39,840 円」に改め、同項第 3 号中「46,368 円」を「47,808 円」に改め、同項第 4 号中「65,688 円」を「67,728 円」に改め、同項第 5 号中「77,280 円」を「79,680 円」に改め、同項第 6 号中「96,600 円」を「99,600 円」に改め、同号ア中「いう。）」の次に「（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、「125 万円未満」を「80 万円未満」に改め、同号イ中「又は第 12 号イ」を「、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同項第 13 号中「193,200 円」を「223,104 円」に改め、同号を同項第 14 号とし、同項第 12 号中「185,472 円」を「207,168 円」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 11 号中「170,016 円」を「191,232 円」に改め、同号を同項第 12 号とし、同項第 10 号中「158,424 円」を「175,296 円」に改め、同号イ中「第 12 号イ」を「第 13 号イ」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 9 号中「142,968 円」を「155,376 円」に改め、同号イ中「第 11 号イ又は第 12 号イ」を「第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 8 号中「135,240 円」を「147,408 円」に改め、同号イ中「第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」を「第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「108,192 円」を「115,536 円」に改め、同号イ中「第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ又は第 12 号イ」を「第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 次のいずれかに該当する者 103,584 円

ア 合計所得金額が 125 万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となる者（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ又は第 13 号イに該当する者を除く。）

第 5 条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「30,912 円」を「31,872 円」に改める。

第 19 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の松阪市介護保険条例第 5 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。